

富田林市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金支給要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人大阪府トラック協会東大阪支部（以下「東大阪支部」という。）が実施する富田林市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の支給については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 コロナ禍から続く燃料油価格の高騰が一向に収束しない中、経営状況の厳しいトラック運送事業を富田林市内で営む中小企業者に対し、持続的に安定した経営を図ることを目的として、補助金を支給する。

(支給対象者)

第3条 この要綱において、中小企業者とは、資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人事業主をいう。ただし、会社については次の各号に掲げるものを除く。

- ① 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

2 補助金の支給対象者は、前項の中小企業者であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- ① 令和5年7月31日において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条で規定する一般貨物自動車運送事業の許可または同法第35条で規定する特定貨物自動車運送事業の許可を得て、その許可または同法第9条で規定する認可に係る営業所を富田林市内に設置の上、当該営業所に登録されている事業用自動車を使用し、補助金申請後も引き続き運送事業を営んでいること。
- ② 令和5年7月31日において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第36条で規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行い、その届出に係る営業所を富田林市内に設置の上、当該営業所に登録されている事業用自動車（四輪の軽貨物自動車に限る。）を使用し、補助金申請後も引き続き運送事業を営んでいること。

(補助金の対象車両および額)

第4条 補助金の算定対象となる車両は、令和5年7月31日において、前条の支給対象者が富田林市内の営業所で登録し、適法に使用する事業用貨物自動車（ただし、被牽引車など原動機を有しないものや、三輪以下の車両（二輪車や原動機付自転車など）を除く。）とし、その車両数に10,000円を乗じて得た額を補助金として支給する。

(補助金の支給申請)

第5条 補助金の支給を申請しようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、富田林

市トラック運送事業者燃料高騰対策補助金支給申請書（様式1）、事業用貨物自動車申請一覧表（様式2）および誓約・同意書（様式3）に、申請自動車に係る自動車検査証記録事項または自動車検査証の写しを添えて、東大阪支部宛てに提出しなければならない。

2 第3条第2項第2号の貨物軽自動車運送事業者については、前項の書類の他に、次の各号に掲げる書類で直近の車両数を届け出たものの写しを添えて、東大阪支部宛てに提出しなければならない。

- ① 貨物軽自動車運送事業経営届出書
- ② 貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

3 東大阪支部は、必要があると認められるときは、補助金申請者に対し、前2項の規定による書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（支給審査および支給決定）

第6条 東大阪支部は、前条の申請があったときは、審査の上、補助金の振込をもって支給決定する。

（申請の取り下げ）

第7条 補助金申請者は、第5条の支給申請を取り下げることができる。

（支給決定の取消し）

第8条 東大阪支部は、第6条の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

- ① この要綱の規定に違反したとき
- ② 偽り或其他不正な手段により補助金を受給したとき、または支給を受けようとしたとき
- ③ 補助金申請者（法人にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が、暴力団または暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するに至ったとき
- ④ その他法令に違反したとき

（補助金の返還）

第9条 東大阪支部は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が支給されているときは、当該取消しの日の翌日から起算して15日以内の期限を定め、その返還を命ずることができる。

2 東大阪支部は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金および遅延利息）

第10条 補助金申請者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を東大阪支部に納付しなければならない。

- 2 補助金申請者が前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を東大阪支部に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第11条 東大阪支部は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- ① 補助金申請者が暴力団等であるか否かについて大阪府警察本部長に意見を聴くこと。
- ② 前号の意見の聴取により得た情報を他の事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、または富田林市長に提供すること。

- 2 補助金申請者は、補助金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第12条 東大阪支部は、本事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、補助金申請者および支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、東大阪支部が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。